

第4期 第3回 横浜市税制調査会

平成30年6月14日(木)  
午後5時から午後7時まで  
市庁舎 2階応接室

<p>税 制 課 長</p>	<p>定刻より少し前でございますけれども、ただ今より、第4期第3回横浜市税制調査会をはじめさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、早速、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告をさせていただきます。委員2名欠席、1名が途中から出席となっており、5名の委員の先生方のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。続きまして、会議の公開についてでございますが、前回、座長が次期みどり税に関する議論は、非公開と決定していただきましたので、今回は非公開とさせていただきます。それでは、早速議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。どうぞ、本日もよろしくお願いいたします。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。本日、議題ですが、配付資料の一枚紙にありますけれども、前回から次回のみどり税をどうするかという議論に入っております。本日、それに向けて3つ、ご用意をさせていただきます。まず一番大事なところになりますが、環境創造局のほうから、これからの緑の取組19年から23年の原案についてということで、これが一番ベースになります。税ありきの話ではありませんので、あくまでも横浜市が何をやりたいかということに基づいて超過課税をどうするかという話になりますので、これに時間をかけて参りたいと思います。2番目が、前回も私から説明をさせていただきましたが、国税・森林環境税について、使途が被るか被らないのかという話も含めてやっていきたいと思っています。3番目に、今現行でやっているみどり税をもう一度再確認をした上で、次回どうするかということをご議論いただければと思います。それではまず1番目、これからの緑の取組についてということで、資料が別紙をご用意いただいておりますので、まずは環境創造局からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>みどり政策調整 担 当 課 長</p>	<p>それでは説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。資料がたくさんございますけれども、これからの緑の取組についてご説明をいたします。資料1、別紙2から別紙8までございます。</p> <p>まず資料1をご覧くださいまして、説明いたします。まず(1)経緯でございますけれども、こちらはご覧のように、検討の方向性や素案について、当税制調査会にて報告してきておりますけれども、本年平成30年1月から2月にかけて、これからの緑の取組の素案に対する市民意見募集を実施しております。(2)市民意見募集の結果につきましては、別紙がありますので、1枚おめくりいただきまして別紙1をご覧ください。市民意見募集の概要ですけれども、市民意見募集につきましては、表の左側、(ア)のアンケート方式と、右側、(イ)の公募型自由記述方式の2つの方式で実施をしております。実施期間は、どちらも、平成30年1月15日から2月16日までの33日間で実施をしております。次に実施方法ですけれども、左側のアンケート方式では、個人は5,000人、法人5,000社に調査票を郵送しまして、以下の通りの回収数となっております。右側の公募型自由記述方式でもご覧の方法で募集をした結果、回収数は1,362通、意見総数は2,768件でございます。2のアンケート方式の設問ごとの回答割合ですが、アンケート方式は、資料にお示し</p>

している問1から問7までの、7つの設問を設けております。回答結果の色分けの見方ですけれども、左下の囲みに凡例がありますけれども、青色が積極的に取り組む必要がある、水色がどちらかと言えば取り組む必要があるという肯定的な回答というのを示しております。1から6までは、取組の内容についての設問でありまして、ご覧いただければ分かりますように、青色ですとか水色の肯定的な回答が個人・法人ともに8から9割、という結果になってございます。右下の問7につきましては、これからの緑の取組の財源の一部を、横浜みどり税のように負担することについての設問となっております、青色が積極的に負担する必要がある、水色がどちらかと言えば負担する必要がある、この2つを合わせまして、個人・法人ともに約7割の肯定的な回答をいただいているという結果となっております。自由記述の意見分類ですとか主なご意見については、裏面2頁以降にとりまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最初のA4の資料1にお戻りいただけますでしょうか。(3)横浜みどりアップ計画、計画期間平成26-30年度の4か年の事業・取組の評価・検証ですが、現在のみどりアップ計画の、平成26年度から29年度までの4か年を振り返り、事業・取組の評価・検証を行いました。詳細はお手元別紙2として報告書の冊子、また別紙3としてそれを横浜市18行政区ありますので、18区各区毎の実績としてまとめた冊子となっております。あわせて、4か年の実績をまとめた別紙4のリーフレットについてもお配りしています。

本日は、さらにその後の別紙5ということで、右肩に別紙5とありますA4判2枚の資料で概要を説明させていただきたいと思っております。別紙5は、別紙2と3の4か年の実績から評価に関する部分を抜粋したものでございます。1頁は評価の考え方を示しております。裏面2頁から4頁までの3頁で、全29の取組がございまして、それぞれについての評価を行った結果を記載しております。5頁から8頁には、前回の税制調査会では、3か年の取組の執行状況ということで事業費の執行状況をお示ししておりましたけれども、今回は決算の見込みではございますけれども、4か年の執行状況をお示ししております。5頁が柱1、おめくりいただいて6頁が柱2、7頁が柱3の取組でございます。なお、各取組の上段の数字が事業費、下段の数字はうちみどり税の執行額を示しております。また一番右列が、当初計画した5か年の事業費、右から3列目にその執行率を表しております。おめくりいただきまして8頁をご覧ください。8頁には、効果的な広報の展開のほか、そのすぐ下の表では計画全体の執行率、柱別の事業費の割合を示しております。8頁の下から2番目の表、柱別の事業費をご覧ください。その表の一番下の行ですけれども、4か年の決算見込み額につきましては、柱1が74%、柱2が8%、柱3が16%となっております、そのうち、みどり税の比率はその下、柱1が57%、柱2が9%、柱3が32%となっております。当初計画した5か年事業費の割合がその上段にありますが、おおむね同じであり、計画通りの執行となっております。今回は、8頁の一番下にこれからの緑の取組2019から2023原案の、柱ごとの事業費の割合も下の右側にお示しをしております。

では別紙6をご覧ください。別紙6は、横浜みどりアップ計画市民推進会議による、4か年の評価・提案の報告書になります。市民推進会議では、大変熱心な活動ですとかご議論をいただきまして、報告書としてとりまとめていただいております。

その中の11頁をご覧ください。11頁が評価・提案の概要ということでとりまとめたものでございますが、全体と一番上の行ですけれども、計画全体として柱ごとに数多くの取組で着実な推進が図られているという評価をいただくなど、多面的に評価・提案をいただいております。詳細についてはのちほどご覧いただければと思います。以上で、4か年の評価・検証についての説明を終わります。

続きまして、これからの緑の取組2019から2023原案についてご説明します。本日は、原案を抜粋してまとめました、別紙7というカラーのA3折のリーフレットになっておりますが、こちらでご説明をしたいと思います。なお、原案は、別紙8としてお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。それでは、別紙7をご覧ください。表面の中ほど、2の市民意見募集の結果概要につきましては、先ほどご説明した内容を抜粋したものを示しております。また、3のこれからの緑の取組の特徴につきましては、素案をご説明した時の内容と同様でございますけれども、ご覧のように4つの特徴として整理をしたものでございます。資料の中面をお開きください。中面でお示ししている、取組の理念や5か年の目標、主な取組についても、素案の内容と同様ですが、その下に、赤字で、これからの緑の取組に必要な事業費をお示ししています。総事業費が502億円、柱毎で見ますと、柱1につきましては367億円、柱2が41億円、柱3が93億円、広報につきましては0.8億円と試算しております、引き続き、根幹となる柱1の樹林地保全の取組に重点を置いています。事業費の柱ごとの比率ですが、先ほどグラフでもありましたが、柱1につきましては73%、柱2は8%、柱3は19%となっております、柱ごとの比率は現計画と同程度となっております。なお、その比率や現計画と比較した円グラフは、先ほど別紙5の8頁に記載しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。以上で、これからの緑の取組についてのご説明を終わります。

引き続きまして、前回の調査会でご意見があったことについての資料についてご説明させていただきます。

今の別紙8の後ろにA4横の資料2というものがありますので、ここ以降を使いまして、ご説明いたします。ご説明の内容は2点ございまして、1点目は、人口減少ですとかコンパクトシティということで、状況が変化する中で樹林地保全の意義についてということ、2点目は、樹林地の指定面積と減少量についての相関関係についてということになります。

まず、1点目として、横浜市のまちづくりにおけるコンパクト化についてご説明しますので、資料2でご説明します。この資料につきましては横浜市中期4か年計画の素案から抜粋をしております、横浜市におけるコンパクトな郊外のまちづくりをイメージした図になります。図の下の政策の目標・方向性でございますけれども、住宅地の再生・活性化に向け、団地の再生支援や生活支援機能の充実等を図るとともに、豊かな自然環境や良好な街並み等の魅力をいかした住環境を形成します。また、駅等の拠点と住宅地等を地域交通でつなぎ、利便性のまちづくりを進めます、という表記をしております、これらの施策を横浜型コンパクトというふうにしております。このように、団地の再生支援ですとか地域交通の充実を取り組むことから、中期4か年計画の期間内に、積極的に市街地を縮退させるイメージではないという状況になってございます。

続きまして資料3をご覧ください。横浜市域図が2つ並んでおりますが、左側につきましては、バス利用を含みまして最寄り駅までおおむね15分で到達できるエリアを示しております、この15分圏内の人口の割合は約9割になります。また右側には、緑の10大拠点を示しております、2つの図を見比べていただきますと、左の図の白抜きになっている15分圏の外にあるエリアというのが、概ね緑の10大拠点と重なるという状況になってございます。これからの緑の取組では、この緑の10大拠点内の樹林地ですとか、市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地の指定を重点的に推進したいと考えております。

1枚おめくりいただきまして資料4をご覧ください。グラフが3つございまして、上段のグラフにつきましては、横浜市内の人口、世帯数の推移及び将来推計のグラフをお示ししております。折れ線グラフが人口、棒グラフが世帯数を示しております、人口は、次

の緑の施策の計画期間内である2019年にピークを迎えますが、世帯数につきましては2030年まで増加をし、そこをピークとして減少していくという予測になっております。中段には、第1回税制調査会でお示ししましたが、新設住宅着工数の推移のグラフを示しております。2008年のリーマンショック直後、新設住宅着工数は減少しておりますが、近年、再び増加傾向になっていることがわかります。特に横浜市が実線、全国が破線になっておりますが、全国的な推移に比べましても、近年高い伸び率を横浜市は示しているというのが見ていただけるかと思えます。次に下段のグラフにつきましては、市内の住宅着工数及び中古住宅取得戸数の実績のグラフになります。棒グラフの濃い色の部分が住宅着工数、薄い色が持ち家として取得された中古住宅戸数になります。住宅の流通戸数に対して、中古住宅取得戸数は20%程度で推移しているという状況でございます。資料の裏面をご覧ください。こちら、第2回の税制調査会でお示ししましたが、本市でおおむね5年ごとに実施している緑被率調査のうち、最新の平成26年度と平成21年度の結果から、緑被地の減少理由の把握を行ったものです。グラフは、樹林地の減少要因別面積を示しております、上が市街化区域、下が調整区域ですけれども、どちらにおきましても、戸建住宅の建設による減少が最も多くなっているという状況でございます。以上のことから、樹林地の開発の危険にさらしているという状況、この傾向は当面続くものと考えられ、引き続き、緑を保全するために積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

続いて、2点目として、樹林地の指定面積と減少量の相関関係についてお示ししています。資料5をご覧ください。グラフの縦軸が樹林地の減少量、横軸を樹林地の指定量としておりまして、指定量が多い年度ほど減少量が少なくなっているという傾向が見てとれます。指定量と減少量の相関係数を求めたところ、 $-0.89$ というふうになりました。相関係数は、 $-1$ から $1$ の間の値をとりまして、 $0$ に近いほど低い相関、 $-1$ か $1$ に近いほど高い相関というふうになりますので、他の外部要因もあるかと思えますが、指定量と減少量は高い相関関係にあり、指定が進んだことによって、樹林地の減少傾向が鈍化したと考えてございます。以上で資料の説明を終わります。

座 長

はい。ありがとうございます。まず、大きく2つに分かれますので、分かりやすいほうから。後段から、前回の質問に基づいて追加で資料をお出しいただいて、ご説明いただいた点なんです。いずれにしても問題意識は、我々10年前に言った開発圧力が強いという表現が変わらずにあるのかということと同時に、やはりこれからの人口減少社会と言われて見据えて、開発都市計画であったり、都市の整備の形が変わっているのではないか、というご質問で、それに応じて緑化政策・保全政策も変化するのではないか、という疑問でした。今ご説明いただいたところでよろしいですか。何か疑問があれば、残ればまた、資料を提出してもらいます。

一つ、コンパクトシティというのが実際どの程度の政策として打たれているのか分かりませんが、今のご説明ですと、コンパクトシティといっても、特に大きく市街地が減少するようなものでもないもので、相変わらず開発の圧力が減ったということにはなりません、という言い方をされておりました、資料2です。そもそもコンパクト政策って実際にやっているのかやっていないのかよく分かりませんが、多くの他都市の例でいくと、掛け声の方が強いという気がします。よろしいですかこのところは。資料3については、保全と住宅建設との関係について、追加で資料をお出しいただきましたけれども、保全すべき10大地域のところと、あとは今後の人口動態と住宅、特にやはり緑地が減少するのは住宅建設が原因だということをお示しいただきました。よろしいでしょうか。ご質問がなければ。報告書ではどういう表現で書くかですが、多少この辺は以前よりは詳しく、先ほど申し上げた問題意識を書きながら、引き続きやはり横浜市は他都市と比べてと書くかどうかは別に

		<p>して、住宅建設・開発による緑の減少が深刻な状態にあるというようなことは書くのかなと思っております。</p> <p>それともう一つ、最後3点目ですけれども、これがやはりこれまでやってきたことの効果にもなりますので、きちんと成果を収めているのかと、何をもって成果というかは難しいですが、減少率というところを打ち出すとなると、この資料5が大事な表になるかなと思います。この相関を見ると、指定したことによって減少率が鈍化しているというご主張になりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。実際に何か、最初に10年前もどのぐらい危険なのかというのをなかなか示すのは難しいものですから、地図マップの赤で一番分かりやすいかたちでお示しをしたのですが、今回はむしろこの表のほうの方が分かりやすいかもしれません。今まで10年やって鈍化しました、ただまだ必要性は残りますというご主張になるのかなというふうに思います。よろしいですか。はい。では、前回の我々の疑問についてはお答えいただいたということで、一番大事なこの先の5年間のご計画というところになります。今まで主として緑政策の効果、最後の表が一番ですが、これまでやってきたことについて検証してきました。ここからは次期みどり税の計画の妥当性について考えていきたいと思っております。それで、ざっくり簡単にご説明いただきましたが、どこからでも結構です。大枠のところの話でしたので、おおよそ柱の設定と柱の間の事業費の百分率については変化がないというご説明を今いただいたところですが、大事なところですので、ここは時間をかけていきたいと思っておりますが何なりと。いかがでしょうか。</p>
委 員	座 長	座長、よろしいですか。
座 長		はい。お願いします。何なりとどうぞ。
委 員		アンケートのことでよろしいですか。
座 長		はい。
委 員		別紙1のアンケートを拝見していて、一番最後のページの10頁の下から2つ目の中黒のところですけど、国が検討している森林環境税としっかり区別してほしいという意見があります。市民の方もしっかりと把握しておられるようです。緑とは何かというところが、意外にしっかりと議論されずにみどり税を導入してしまった気がします。森林組合はない事実は、ここにいる人は当たり前にも思っているかもしれませんが、市民の方がどれだけ認知しているかどうか。森林組合や林業としての緑がそもそもないのだということが、どこかに表すような必要はないでしょうか。緑の意味というか、緑とは何か、というところですね。
座 長		はい。これはどちらにお聞きしましょうか。
委 員		そうですね。どちらでもいいです。
政策調整部長		実は森林法に基づいて、森林整備計画というのを横浜市は作っています。これは基本的に林業の関係のものですけれども、その計画の中でしっかりと横浜市には林業経営している樹林はないということで宣言はしてまして、それは議会には情報提供というか、計画を議論をするときにご議論をいただいているというところはございます。直接的にみどりアップ計画の中にはストレートには書いてないです。
委 員		それを今度は書き込む必要がでてきたということだと認識しておりますけれども、どうでしょうか。
座 長		後ほどやりますけれども、国税・森林環境税との関係性の部分になってきますので、その用途について、マーケットに、要は商売になっているか、なっていないか、というところは、書かれるんだか書かれないんだか、よく今のところ分からないのですが、何か微妙なところですか。
税 制 課		のちほどそのお話があるのですが、今回国税の創設と合わせて、森林関係法令の整備と

企 画 係 長	<p>ということで、森林経営管理法というのが今国会で先日成立いたしましたして、そこではまさに林業の成長産業化であるとかそういったことがうたわれています。その中ではその対象森林というのが先ほど環境創造局からあった、森林法の5条森林というものになっているというところではあるんですけども。その中でも明確に林業が成り立っているかどうかという森林の定義というのはされてはなくて、その中で先ほど環境創造局からあった、林業というのは少なくとも本市域内では成り立っていないというところを今言っていた部分はあるので、そこは書き込めるのかなと思っております。</p>
座 長	<p>書いておいて悪いことはないっていうのと、一つ、国のほうの動きとすると、やはり本来マーケットに乗るべきもので乗っていない部分について、国税っていうか譲与税を充てるというのが一番コアな部分の考え方なので、その点からいうと、横浜市には少なくともマーケットに乗るべき森林はないというようなことをはっきり書いておいたほうがいい、という気はします。</p> <p>はい。それ以外になんなりと、今回まだ最初のところですのでなんなりと。</p> <p>私が気になっているところなのですが、大枠の柱として比率の変更がないというところ、この変更させるような要素といいますか、状況の変化みたいなものは全くないということなのでしょうか。そのあたりが、10年間で同じ比率とは、良いようで悪いようで。どう判断すればいいのかというと、10年経ったら何か普通は変わるのかなという疑問が出てくるのですが、お役所的な意味で変えない方が楽というやり方も無きにしも非ずですし、このあたりのご説明もうちょっといただけると報告書を書くときにも説得力あるかなと思うのですが。いかがでしょう。</p>
みどりアップ推進 部長	<p>先ほどご説明した原案の別紙の7というカラーのペーパーをご覧ください。</p> <p>表紙の下の3のこれからの緑の取組の特徴のところには現行の5か年に比して、表紙のところでございます。</p> <p>これからの緑の取組の特徴ということで、4点ほど現行から私どもが変更として考えているところを記載をしております。この結果、枠組み的には変更はないということでございますけれども、(1)として樹林地の指定の面積でございます。これもご説明しましたが、現行の目標は5か年で500haの樹林地の確保、根幹の部分でございます。5か年のうち4か年取り組んでまいりまして、最初の2年は100を超える数値、それから28年度29年度については60ha余の確保面積となっております。棒グラフも先ほどの資料にお示しをしておりますけれども、当初、かなり大規模な樹林地の確保を進めた結果、近年の指定の面積は若干小さくなってございます。その中で、指定の面積を500haから300haにこの面積については下げて目標値として掲げているところがございます。</p> <p>それから(2)の樹林地の維持管理の点でございます。年間100haというかなり大きな面積で目標を掲げてございます。買い取り等の達成した樹林地については私どもの公有地化を図ってございますので、そういった意味あるいはみどりアップ計画の基本的なスキームとしてすでに何度もご説明しているように、地権者の方に持ち続けていただいてそれに対する支援を厚くして、できるだけ持っていただくと。その結果、不測の事態等生じた場合に限って、買取する。そういったスキームで事業を実施してございますので、樹林地の管理についてももう少し維持管理・助成に力を入れてほしい、そんな声もございましてそこについては力をいれている状況でございます。3番目といたしまして街路樹の維持管理ということでこれも市内街路樹の維持管理、いきいきとした街路樹づくりという、少しせんだに力を入れて細かなせん定を行って良好な美景を保つという取組をやっているところでございますけれども、街路樹の景観の確保という観点から、老木化した桜並木等ございますが、そういったものも更新を図っていきいたいということで街路樹の更新についても考え</p>

	<p>てございます。</p> <p>(4)につきましては、花についての取組でございます。緑化フェアなど、かなり花の魅力が緑等を守るという視点でつながるのではないかと市民の皆様の関心が高くございましたので、こういった花についての取組も次期の計画に取り組み、変更を考えてございます。</p>
座長	<p>はい、ありがとうございます。変更があるとすれば、今ここの部分を説明いただいようやくなにか新しい方向というか変化が、ご説明いただいたのですが、これをやっても内訳が変わらないというのはどういうことなのかなというのが追加で疑問なのですが。</p>
政策調整部長	<p>付け加えて話すと、資料の別紙5の8頁をご覧ください。4か年の評価検証についての冊子です。その最終頁の下です。現計画と次の取組の事業用途の割合になっていますが、おおむね同じぐらいの割合ということにはなりますが、前回お話ししたとおりに買取する面積については、指定が減っても過去の実績から大体一定の割合で買取請求がきていますので、次の5か年も若干今の計画よりも買取面積は増やしていますが、樹林地の買取の値段等の多少の変化もございますので、根幹の事業は基本的にはそのまま同じベースでいくということを前提に計画を作っていますので、割合的には基本的に変わらない状態に結果的になっているということです。</p>
座長	<p>今のご説明を最初にいただきましたかったです。というのが正直なところで、こちらから推測で言うわけにはいきませんので、今いただきました面積、これ前回もこういうお話しただいたのですが、やはりこれからのことを審議するのは今日からですので、今改めていただきましたけれども特に柱の1については、指定面積は減るのだけれども予定する買取の事業費、買取に要する事業費に大きな変化はない、というご説明です。</p> <p>この3が増えるところのご説明も本当はいただきたいのですが、3%は、比較的大きいかといえば大きなところですので、これがどうしてこうなるのかなというのと、1番目というのは非常にわかりやすいのですが、3番目はいろいろなものがここに入ってきますので、特に丁寧な説明が必要かなと思うところなのですが、いかがでしょうか。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>今の柱の3について数パーセント伸びているところにつきましては、先ほどみどりアップ推進部長の方で説明した別紙7でいうと(4)のところにあたります、緑化フェアの成果を継承して、都心臨海部や里山ガーデンなどにおいて魅力ある空間事業を進めるということでこういった部分を今回みどりアップ計画の中で一体的に取り組んでいこうということで事業費につきまして約15億増になっているところとその3%の増分というところになっています。</p>
座長	<p>次回でも結構ですけど、今のようなご説明と同時に具体的に何をやられるのか。前回第2期でしたか、里山ではなくてそれこそ港の見える丘公園の近くで土地を買えますよ、というときもわざわざ我々視察に行って、当初目的とは違うのだけれどこれでいいですか、ということ視察しに行っただけですので、特にこの3番目の柱についてはいろいろな事業が出てきて、具体的にそれが整備なのか、それとも経常事業なのか、それとも啓発だったり啓蒙だったりあるいは広告だったりというようなことなのかも含めて、ちょっと具体的にお出しいただかないと、妥当なのか否かということは判断できません。</p>
政策調整部長	<p>次回、細かいデータをお出ししようと思うのですが、増えた事業費の15億というのは今一般財源で執行しているもので、それをみどりアップ計画の中に、これからの緑の取組の中に、執行管理上やりやすいということで入れていますので、今のところはみどり税非充当の事業が増えて割合が変わっているところでございます。先ほど15億増えたところの主な内訳は、街路樹の再生で、今街路樹がだいたい桜の木が老木が多くなってきて、風で倒れたり虫食いで腐ったりしているので、かなり切り始めています。切りつ</p>

	<p>ばなしの状態になっていて、そのままの状態の場所がかなり多くなっているのので、街路樹は市民の一番身近なところの緑ということからの緑の取組では街路樹の再生を少し重点的にやっていきたいというところがひとつです。それと、大きなのはガーデンシティ事業ということで、花の名所づくりとか里山ガーデン、あれの事業費もそのままこれからの緑の取組の事業費に移行したというところが一番大きなところだと思います。その辺は次回もう少しわかりやすいような資料でお出ししたいと思っています。</p>
座長	<p>はい、是非それをお願いをします。</p> <p>本日で良い悪いの判断はできませんので、むしろいただいてということになります。この街路樹であるとか花であるとかも、国税との関係でいうとこれ完全に国税に充ててはいけない部分になってきますので、このあたりもどうやってこちらからアピールしていくのかなのですが、違いを出すためにはこのあたりをちょっと強めに書いていった方がいいのかということも含めて、ここでお話しを進めさせていただきまます。もうひとつ、追加でお願いなのですが、創設のときから、取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」にみどり税を充てるのはどうなのか、ということは散々議論されてきたのですが、近年、これも感覚的なものなので、本当かどうかを教えてくださいなのですが、都市近郊の農業というのは比較的10年前よりは全然いい状態なのかなという気がするのですが、その状況の変化が本当にあるのかなのか、あるとすれば何かこちらで対応することがない、対応というのは、つまりもしも経営状態がいいのであれば、以前より保全のために支出を行わなくても緑を保持してくれるわけです。そういうことを含めて、何か状況の変化があるのかなのか教えていただければと思うのですけれども。</p>
農政担当部長	<p>柱2については、みどり税がスタートして、報告書にも記載がありますが、水田の保全で120haくらい維持できています。これは奨励をしていっているのがかなり大きくて、そうじゃなければ放棄されていってしまうというのが水田については効果しています。それから、確かに農地は減少はしてきているのですが、市街化区域内の農地の減少に比べると、郊外地の方の減少の方が緩い。その数字はグラフの中でははっきりしています。それから変化とすれば、市民が農にふれあいたいというニーズは依然として高いので、なかなかそれについてはニーズにこたえられていないというのは実情ございます。これからは、生産緑地が都市にあるべきものという考え方で先生がおっしゃったように状況の変化があったかという中では、都市農業振興基本法ができて、農地というのは都市にあるべきものと市街化区域内の農地の位置づけが変わりましたので、それを受けて、市民が農に触れ合える場が、それからさらには高まってくるだろう、とそれに答えていくのが市民と農とのふれあいというのは、みどりアップ計画の中でも柱になっていますので、そういったところが今後さらに求められていくのかなと思っています。また、都市内の農地の保全、生産緑地だとか、それを保全していく策は、みどりアップの中でも力を入れていかなければならないところである、と思っております。</p>
座長	<p>今お話しいただいたこと考え方を何か補強するような材料というのはすでにお出しいただいているのか、あるいはお出しただけなのでしょう。</p>
みどりアップ推進課長	<p>市民が農にふれあいたいというニーズは、アンケートの結果でも出ていますので、そういったものはお示しできるかと思えます。</p>
座長	<p>まず最初に仰っていた水田の保全に役に立てる、ということは何か証明するようなものはありますか。</p> <p>感覚的にはもちろんわかりますが、ひとつひとつ市民に代わって検証していかなければならないとなると、そこに本当に、「農」、いわゆる農業ですから、商いに対して本当に支援する必要があるのか。できるだけ少なくしていきたいというのが本音です。もしも</p>



	役に立っていて、それがなくてどうしてもなくなってしまうのですよ、ということがある程度証明は難しいとは思いますが、できるのであれば正々堂々と今まで通りやりましょうあるいは増やしましょうという話にもなるわけですが、そのあたりをどう考えていいのかが難しいのですが。我々も難しいのですが、そちらも難しいと思いますけれども。何かお出しただけだと、胸を張って市民にお示しできるかなと思うのですが、いかがでしょうか。
農政担当部長	水田の環境が厳しいとか、そういうデータをお見せすることや説明することは、できます。農地の全体の減少、あと生産緑地や先ほど申し上げたようなグラフは、データとしては、ございます。データだと必要性をもう少し具体的に説明させていただく形になると思います。
政策調整部長	事務局、現行のみどりアップ計画はお手元にありますか。
企画係長	現行計画の冊子はあります。
<<現行の横浜みどりアップ計画の冊子を配る>>	
政策調整部長	現行計画の38頁、39頁をご覧ください。
委員	横浜の稲作農家ってどういったお米を作っているのですか。お米の品種。
農政担当部長	お米の品種ですか。お米の品種としては、キヌヒカリ。それから、今ははるみ。新しい神奈川県。特Aをとった、はるみというのを県が推奨していて数年ではるみが増えてきている。
委員	それって例えば、魚沼のコシヒカリよりも市場価格って高いのでしょうか。 私が言いたいのは、例えば水田と果樹園、あるいは野菜の畑って比べた時に、どちらを守ればいいのかという選択肢はあると思います。あるいは今まで水田であったのを、野菜畑に変えられると困るとか、逆に野菜畑を水田に変えられると困るとか。ざっくり言うと、補助金入れているわけだから所得やっているようなものです。だけど価格が違うので平準化するために入れていますと。だから例えば極端に言えば、神奈川県のお米ですか。マーケットバリューが高くて、野菜は周りがたくさん作りすぎているから単価安いです、ということであれば要するに野菜畑が水田にならないようにというので、下駄をはかせている、という説明ができれば多分均衡がとれているという話のような気がします。
農政担当部長	そうですね、作物の収益性から考えれば、水田よりは畑の方が季節栽培だとかの方が安定的に収益が得られるので。ただ、横浜の水田というのは川沿いのまとまったところ、あるいは里山の谷戸の水田。それが横浜らしい田園景観として非常に重要なファクターであるので、それを今後とも維持していくということになると価格だけの競争では、全部畑にすればいいという話になってしまいます。
委員	だからそこを言わなければいけないです。
農政担当部長	そういわざるを得ない。
委員	だから下駄はいてもらっているんですと。その代わりに、野菜畑に転換していくのではなく、水田で。それだけでは、パフォーマンスは悪いんだけど、プラスアルファで下駄はいてもらっているからマーケットに出るときには均衡していて、バランスがとれている。その、どちら側に転換していくという圧力がニュートラルになっているんです、という説明になるのではないですかね。
農政担当部長	お米を生産するにも、やはり必要経費が出てくると、どうしても成り立たない。水田というのは非常にそれだけの収益率が低いものですから、そこで必要な経費の部分を奨励金として支給を、支援をしてそれが今ようやく維持できている、それが119haという面積が維持できている状態。それを今後とも引き続きやっていきたいところ。
政策調整部長	付け加えると、元々横浜市での都市農業の推進に当たっては、農業推進プランというも

	のを作っておりまして、そちらでしっかりと営農支援のものについてはやっています。
委員	営農の中身は何ですか。水田だけでしょうか。
政策調整部長	水田だけではなくて、畑とかですね。農畜産全部に対する支援は農業推進プランで全部しっかり進めています。一方で、横浜の歴史は農業はずっと緑政の方でやってきていますので、緑という位置づけで、農景観を保全するというそういう位置づけで施策を行って来ていますので、先ほど38頁、39頁を見ていただきたいといったのは、みどり税を使ってこの農業の方の取組をしているのは、一番大きいのは水田の保全、いわゆる農景観を保全していこうと、そういう位置づけで取り組んでいます。また、身近に農を感じていただくという市民の方のいろんなニーズが多いものですから、市民ニーズにあわせた農園の開設とかですね、そういうようなものにみどり税を入れてます。また、第1期から第2期で変えたのは、農薬飛散防止ネット、やはり直接農景観に関係がないというか、営農に近いものはしっかり整理した方がいいだろうということで、この第2期にあたって、第1期からはそういう視点でまた事業的にこの委員会からの意見を踏まえて、整理をしています。
座長	はい。委員からご質問もあって仰っていただいたようなところはちゃんと表に出せば理屈は通りますので。書いた方がいいと思います、明確に。要は、農業の地産地消が流行りですから、農業の状況は良いのだけれど、ただ守っているのは水田なので、水田については米の値段も下がり続けていますし。水田を維持するためには、みどり税を使って補助をしないと手放してしまっただけで経営が成り立たないという理屈は明確に出していただければ。
委員	一番遠くに、水田と一番遠くは宅地化があるわけですね。それが近づいてくると、農業の中でもより収益率の高い果物だとか野菜の方に転換していく。だけどそれをやられると水田がまとまった部分が消滅したりして困るので、そここのところでニュートラルにするために、バランスとってこっち側に転換しているのです、という説明だったらいいのではないのでしょうか。 一番遠くのところだと宅地にされないように、というのはちゃんと聞いていますと。そのもっと近いところでも、野菜畑にならないようにあるいはそこどういった農政でされているかわからないですけど、水田に適した土地と野菜に適した土地って自然だからわかれているはずで、それとちゃんと折り合いがつかないといけないと思います。
座長	はい。どうしても、単純に農業へ、あるいは農地へ、ということ、田んぼと畑の区別をしていませんので、イメージからするとキャベツ畑というイメージにしちゃいますから、どうしても都市の人は。そこは明確に出していただいた方がよろしいかなと思います。
委員	表がなくなってしまうからわかりにくいですが、前は水稻の耕作の作付面積に対して保全指定を受けている比率がどれくらいか、という表があって、4分の3以上が保全されています。保全しないと、なぜその部分が維持できないか、というのをきちんと理屈つけて表を作っていました。しかし、その説明の表が抜けてしまっているので、疑問が出てきてしまいます。これだけの面積だという表があったのです。
農政担当部長	水田の作付面積のうち、水田の奨励保全をしているのがこれだけの面積だ、という表のことでしょうか。
委員	それが、最初の段階では半分くらい。それが5年くらいたって4分の3を超えて、かなりの比率になって、伸びています。作付面積は減っているけれども、保全面積は増えています。実際農家の人たちからすると、これが無いと水田なんか維持できません、と言います。何がしたいかということ、農家の皆さんは、水田を残しておきたいという意思を非常に持っています。水田ではなくて、収益性の高い近郊農業の典型的な作物に変えた方が、

		<p>はるかに収益が高いですが、水田は一度畑にしてしまうと水田にできないので、水田として残しておきたい。</p>
委	員	<p>もう一つデータがあればいいと思うのは、水田であればどの土地でも奨励金を出している、ではなく、畑に転換可能などところをおさえて、転換しないようにしてきた、と言わないと、転換できないところにもお金を出している、という話だと無駄遣い、ということになります。</p> <p>水田に向かないところで水田をやっている可能性もありますし、畑に向かないところで水田をやっている可能性もあります。後者はむりやり転換させられたら困りますが、元々畑にするよりコストが高いから、自然状態でバリアができています。それに比べると、例えばちょっと高台で水の便は悪いけど今まで苦労して水田でやってきました。水さえ切れば土地が乾燥して使いやすいです、というところだったら、容易に畑に変わっていきやすいので、そこはしっかりブレーキかけてもらうために応援していますよ、という説明となると納得が出来ます。全部に均質に水田を畑化しないようにやっているというのでは説明が足りないと思います。</p>
委	員	<p>残すべき、あるいは農家の皆さんが、これは保全がきちんとあるから、これを残していったって自然環境に近い形で農業をやって水田を維持していく、という明確に意思を持っているものに対して、きちんと補助が与えられて、整備していく、というところが重要なポイントだと思います。</p>
委	員	<p>私もそうだと思います。それから、水路から遠いとか。水路のメンテナンスコストが高いので、水路から遠かった水田は、畑に変えた方が楽ではないか、と素人でも思います。</p>
委	員	<p>水路のメンテナンス、維持管理が非常に大変なので、そういうところに、維持管理の保全に合わせて所有者が補助金をもらうと、きちんと水田を維持していく。そこが非常に重要ということです。</p>
委	員	<p>なかなか整理が難しいのでしょうか。転換可能な土地なのかそうじゃない土地なのかというのは。農家の方は、薄々分かっているのかもしれないと思います。</p>
委	員	<p>水稻の作付面積というのが横浜市で把握されています。</p>
委	員	<p>しかし、中身はいろいろあると思います。水田に向いている土地もあるけど、向いていない土地もあって、自然状態で今までこうやってきました、という過去の事実はあります、それだけですよね。そこから維持するために、畑に向いていないところは別に補助金うたなくても水田の方が使いやすい、と維持してもらえんと思います。むしろ、水路が遠いから、たまたま丘の上で水はけが良すぎてという土地であれば、畑に変える方がそんなに大変ではない話です。そうすると上に出来上がってくる作物の平たく言うと値段というか、いくらに現金化できるかというところで、現金化しやすい果物や野菜の方がいいのではないか、そちらの方が走りやすいのではないか、と思います。</p>
委	員	<p>近郊なので、野菜に走りやすいと思います。</p>
委	員	<p>野菜は、低湿地だと難しいと思います。</p>
委	員	<p>低湿地でも栽培可能な野菜はあります。しかし、あえて野菜を育てないで、水田のままにしておくことには意味がある。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。「これからの緑の取組み」というのが、これからの5年間のベースになって、我々に出してきて、我々がこれに基づいて、この内容が妥当であって、財源が必要なので、みどり税をどうしようかということの元ですよ。今見たのですが、積極的にそういうものの必要性や理由などが全く書いていません。これはこれで役所の中では必要な文書だと思うので、これをどうにかしろとは言いませんが、「こういう事情でこれをやっていて、これからの次期5年も必要なんだ」ということを、文章で出していた</p>

	けると大変ありがたく、それがあれば、市会でどのような質問が出ても対応できると思います。皆さんにとってはイヤな言葉かもしれませんが、お役所のパンフレットみたいなもので、「どうして必要」で、市民の「なんでそこに充てているの」という疑問にはぜんぜん答えていない。我々が一番知りたいのはそこです。今質問が出たところについてはよく分かったのですが、そういった資料が次回までにあるとありがたいです。
政策調整部長	みどり税充当の事業に対してのものでよろしいですか。
座長	できれば、損にはなりませんので、みどりアップ計画全体についてやっておけば、市会の答弁でも役に立つと思いますし、その中でみどり税に充てるのはここだ、ということが分かればと思います。我々が要求できるのはみどり税充当事業についてだけなのですが、常に市民の方は、我々が考えているような「なんで必要なのか」「なんでこれからやらなければならないのか」といった疑問を持つわけなので、それぞれについて理由と経緯をご説明いただけるとありがたい、と思います。
政策調整部長	基本的には、全体的に説明ができていっていると思っているが、計画の構成自体が、別紙8の「これからの緑の取組」の原案を見て頂ければと思いますが、4頁から、緑の役割や機能があって、6頁でこれからの緑の取組の方向性ということで、現状と課題を整理させていただいて、こういうことをやっていきますと、ということをお個別の柱ごとに、場合によっては現状と課題を明確に分かるようにして、冊子の12頁のような「取組の柱1の政策の1はこういうことをやっていきます」という組み立て方の説明資料を作らせていただくということでもよろしいでしょうか。
座長	常に市民が抱きそうな疑問に答えるという意識を持っていただければ大丈夫である、と思います。例えば、6頁の下を見ても、いきなりここで「農にふれあう場づくりを進めます」と言われても、「なんで」と思いますし、しかもその中で「水田」と書いてありますが、「なんで水田なのか」ということが分からない。分からない市民の方に説明するという意識を持っていただくと、この資料があまりに情報量が少ないということに気づいていただけるとと思いますので、すべての点について、補完する言葉とご説明を頂ければと思います。 何かその他質問はありますか。
委員	別紙8の22頁に、水田の景観を保全と書いてあるのですが、別途、横浜市の景観計画を見ても、水田という言葉は無いように思えますが、いかがでしょうか。
政策調整部長	横浜市では、環境創造局で法定計画の「水と緑の基本計画」を作成しており、その中で農景観を守るということについて謳っています
委員	謳っているけど、景観計画にはないということは、横浜市としては、水田の景観は期待していないということですか。
政策調整部長	横浜市の景観計画は都市部のものだと思います。
委員	抽象的には緑も入ってくるのかな、と思っているのですが、いかがでしょうか。
政策調整部長	里山という言葉で記載されていませんか。
委員	里山という言葉は出てこないです。
政策調整部長	景観ビジョン、というものがあるのですが、そちらには載っています。
委員	景観計画は、平成25年度のものを見ていると、そこにはないです。
みどりアップ推進部長	景観ビジョンということで、作成しているものについては、水田や里山という記載をしていますが、それも含めて確認します。
委員	そこと整合性があれば、緑の保全について強く主張できると思います。
委員	ポリシーに対して、実動部隊ということですね。
座長	いかがでしょうか。本日は、市民推進会議のメンバーである委員が参加されていますの

		で、報告書を出していますので、この件について何かコメントはありますか。
委 員	員	市民推進会議でも意見聴取をしていて、市が作るものと市民推進会議が作るものとは、視点を変えて作っています。
座 長	長	市民推進会議では、今までの費用効果、これまでの効果については、高評価で終わっているということでしたが、それでよろしいですか。
委 員	員	この後、国の森林環境税との違いを市民の皆さんに分かるように説明をしていかないといけないと思います。我々も努力はしますが、特に、行政の皆さんです。皆さんはみどり税を使って行政をしているので、国税・森林環境税とどこが違うのか、ということを説明してほしいです。
座 長	長	市民推進会議でも気にされている、ということですね。
委 員	員	市民の皆さんに負担を求めていますから、市民の皆さんに分かるように説明をしていかないといけないと思います。
座 長	長	私は、横浜みどり税と国税・森林環境税は、全く違うものだと思っています。
委 員	員	分かりました。市民推進会議では、今までやってきたことを是とした、ということです。その上で、時期については、検討しますか。
座 長	長	時期については、今度すると思います。
委 員	員	そちらでどう評価するかによりますが、我々としても今やっているところです。
委 員	員	一つだけ言いますと、「花」に対して、市民推進会議は厳しいです。みどり税で緑を維持していくという発想に至っているのに、なぜ花なのか、という意見は根強くあります。
座 長	長	緑と花の位置付けが違うということですか。
委 員	員	そうです。花はきれいでいいですけども、緑と花の位置づけは違うと思っています。
委 員	員	賑やかにやりすぎたのかもしれないですね。
座 長	長	先ほどお話をした第3の柱の中身と必要性について、次回資料を頂いて、議論をしたいと思います。定義として、緑と花をどう区別するのか、里山と都市の違いなのかも含めて、大きな議題の一つとして議論したいと思います。
委 員	員	切り分けが難しいですね。
委 員	員	切り分けが難しいですが、どちらに重点を置いて施策を考えていくかということは重要です。
座 長	長	花は一時的なデコレーションをイメージしているのでしょうか。
委 員	員	そちらに近づきすぎてしまうということです。
委 員	員	やはり、賑やかにやりすぎたということですね。
座 長	長	常時緑化されているものであれば違和感はないけれども、一時的なものについては違和感があるということですね。 次回そこも含めて議論をしたいと思います。
政策調整部長		みどり税を充当しているところとしていないところがありますので、どこに充当しているのかというのを分かるような資料を作ります。
座 長	長	そうですね。明確にやった方がいいと思います。後々市民の方から質問が出るだろうと思います。それでは、この点については継続審議として、次回深掘りをしたいと思います。 ではいよいよ、皆さんがだいぶ苦勞されていて、市民の方も気にされている、国税・森林環境税について、事務局から簡単に説明をお願いします。
税制課長	長	お手元にあります資料6に沿って説明します。前回も見ましたが、森林環境税の創設につきまして、30年度税制改正大綱を持ってきているものですが、上の囲みの中の次

	<p>期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、31年度税制改正で森林環境税及び森林環境譲与税を創設するという作りになっている中で、5月21日に森林経営管理法が可決・成立しまして、そちらの概要のご紹介と、林野庁が各自治体に対して、都道府県と一緒に説明会等を開いているところでして、前回の税制調査会の後、6月1日に林野庁が神奈川県林政担当部と共に本市にまいりまして、森林環境譲与税の使途について、林野庁としてはこういうものに充ててほしい、という説明会があり、また本市から総務省に確認したことも踏まえて、国が現時点で想定している森林環境譲与税の使途について簡単に整理した資料を用意しましたので、ご説明します。</p> <p>それでは、環境創造局政策課みどり政策調整担当課長、よろしく申し上げます。</p>
<p>みどり政策調整 担 当 課 長</p>	<p>資料7のA3タテの資料をご覧ください。先ほどの資料6にもありましたが、一番上に税制改正大綱で示されている使途ということで、税制課長から話のありましたとおり、林野庁・神奈川県の説明においても、根拠となる法案はまだありませんので、税制改正大綱に示されている使途に合っているかどうか、ということだと説明を受けています。大綱で示されている使途としては、「間伐」「人材育成・担い手の確保」「木材利用の促進」「普及啓発」と、大きく4点が示されているところです。その下に、その使途に沿って横浜市における森林環境譲与税を充当する可能性のある事業ということで、表で整理をしています。大きく分けて2つあり、1として「これからの緑の取組の事業に関わるもの」2として「その他の事業」というように示しています。表では、左から「事業名」「取組名」「取組内容」「5か年目標」というように整理をしています。まず、1「これからの緑の取組の事業に関わるもの」ですが、この中では柱が3つありますが、その中で取組みの柱1「市民とともに次世代につながる森を育む」、いわゆる樹林地の取組みが該当するかとこのところでは、上に示された4つの使途に該当すると思われるものが、表の中の事業名②「良好な森の育成」、取組としては「(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進」、その下「(2) 指定した樹林地における維持管理の支援」というところです。また、その下、事業名③「森を育む人材の育成」の「(1) 森づくりを担う人材の育成」「(2) 森づくり活動団体への支援」です。さらにその下、④の事業「市民が森に関わるきっかけづくり」の「(1) 森の楽しみづくり」「(2) 森に関する情報発信」について、譲与税を充当する可能性があると考えています。</p> <p>なお、一番下の※印ですが、これからの緑の取組の根幹となっている緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業については、民間売買への影響や、元の所有者の収入に直接つながるものであるということ踏まえると、一般的には森林環境譲与税の使途としてはなじまない、という林野庁の回答も得ていますので、樹林地の指定及び買取りについては、森林環境譲与税を充当することはできない、と考えています。</p> <p>戻りまして、2の「その他の事業」の表ですが、こちらはこれからの緑の取組以外の事業ということで、一つは学校の建て替え、もう一つは横浜市の水源である道志水源林の保全が、森林環境譲与税を充当する可能性があるものと整理をしたところです。</p> <p>先ほど税制課長から説明がありましたが、前回の税制調査会以降の動きとして、森林経営管理法という法律が、5月25日に成立、平成31年4月施行ということで、予定をされています。こちらについて説明をします。資料8についてです。(1)の趣旨ですが、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村自らが経営管理を行う仕組みを構築するという趣旨です。</p> <p>このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずるとされています。</p>

	<p>一つは、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する、二つ目として、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては市町村が経営管理を行うという制度です。下の図が、今説明した内容を図にしたものです。</p> <p>続いて（２）の対象森林ですが、森林法第５条第１項に規定された森林で、国有林を除くものとされています。この森林法第５条の規定に基づいて神奈川県が作成した地域森林計画がありますが、こちらでは、概ね0.3ha以上のまとまった森林かつ市街化調整区域内の森林や市街化区域内の特別緑地保全地区の森林等とされていまして、横浜市内には約2,400ha、この対象となる森林があります。横浜市内における森林の状況ですが、みどりアップ計画の対象とする森林については約2,900haありまして、そのうちの森林法第５条第１項の森林が、約2,400haあります。</p> <p>続きまして、資料９をご覧ください。こちらの資料は、６月１日にも林野庁・神奈川県が説明に来ていますが、その少し前に、神奈川県が県下の市町村に対して、森林環境譲与税の取組みについて考え方を説明した際の資料の抜粋です。資料の一番下の囲みですが、神奈川県が都市地域であるということで、一般的な森林経営管理法自体が林業をやっている地域が中心となりますが、全国的に見た場合、神奈川県は都市地域になるので、その観点からすると、木材利用を積極的に促進しCO<sub>2</sub>を固定することが神奈川県の重要なポイントとしていまして、横浜市においては、県下でも都市部の地域になりますので、木材利用を積極的に促進することも重要であると考えています。</p> <p>簡単ではありますが、説明は以上です。</p>
座長	<p>ありがとうございます。ご質問に的確にお答えできるような確定版の文章がない状況なので、皆さんが持っている断片的な情報を集めてお答えするしかないのですが、質問はいかがでしょうか。市民の方も含めて一番心配するのは、みどり税充当事業とどの程度被るのか被らないのか、ということになります。</p>
委員	<p>今頂いた資料９によると、県内全体の譲与額が当初は１億8,000万円だったものが14億5,000万円になって、大変ありがたいということになるわけだと思うのですが、その条件としては、学校を木で造りなさいよということになるわけですね。緑とは少し違う話になるのではないかなと思います。公共建築のような話になるかなと思います。その目途や計画は分かるのでしょうか。</p>
税制課長	<p>学校の建設時の木質化やその他計画については、現行の額の規模については正確に申し上げづらい。県としては、林政担当部でこのようにまとめているのですが、裏に神奈川県の水源環境保全税との被りの話があるので、それらも含めた整理だと思います。県としては、県の水源環境保全税の水源林と森林環境税の森林は、エリアで完全に分割できるというのが県の論理となっています。横浜の場合は都市部なので、水源環境保全税の充当はありませんので、我々のみどり税は、県の理論では、被るようなスキームに見えてしまうかもしれません。</p>
委員	<p>県から見てですか。</p>
税制課長	<p>そうです。</p>
座長	<p>県から指図されるいわれはないです。</p> <p>もう一ついうと、森林に充てないで他のものに充てるということについては、我々自身の問題と税についての問題と二つに分けて報告書でも整理する予定ですが、税の方の問題として、あまりにも無駄遣いだらうといわざると得ないです。そもそもの目的は分かりませんが、霞が関の情報によれば、大阪市あたりは森林教育に充てるそうです。税金をわざわざ作った上で、このようなものに充てるのは無駄でしょうというのが、我々税の専門</p>

	家からは言わざると得ないです。その上で、横浜市がこの対応をどうするかですが、自分で投げた鉄砲の玉がまたこっちに返ってくる可能性もありますので、このあたりをどうするかですね。確かにみどり税は被らないのですが、果たしてそれでいいことなのか悪いことなのか。
税制課 企画係長	公共建築物の関係を補足させていただきますと、公共建築物の木材利用については、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律という法律がすでに存在しております。公共建築物に対して木材を利用することについては、本市はその法律に基づいてガイドラインを作成しており、既に取り組んでいる状況です。学校に関しては、今後建て替え需要が発生してくるのは間違いない状況になってきていますので、木造化までいくかどうかというのはありますが、木質化ということについて、財政需要は正直ゼロではなく、今後見込まれる部分がありますので、今後どうしていくかということについて、お話ししたいと思っています。
委員	立野小学校は建て替えたときに木質化しましたか。
税制課長	木造化は少し難しいです。
委員	外枠はコンクリートだけど、中に入ると木の感じがしていました。
税制課長	そういう意味では、確かに公共建築物、特に小学校は建て替えが予定されています。
座長	前回出てきて、この数字だけが独り歩きしていくのは良くないのですが、毎年度4億、5億の譲与額が来ます。
税制課長	4億、5億がくるのは平成45年度になります。
座長	ひとつ根本的なことを聞きたいのですが、資料8のところ、一番気になっているのですが、総務省も林野庁も使いたいと言っていた、林業経営に適すか適さないかのフローチャートがありますが、市町村が直接行うという部分で「林業経営に適さない森林」の形容詞に「自然環境に照らして」と書いてあるのは、横浜市のように林業を目的とした森林がない場合と被るのでしょうか。自然環境に照らしてではなく、そもそも林業経営者が居ない、と言えどもここに入らないのではないのでしょうか。
みどり政策調整 担当課長	林業経営に適さない森林というのは、下の対象森林ですが、林業をする際に届け出を出す制度になっておりますが、現在、届け出があるケースはないので、林業経営の実態はありません。対象の森林となる森林法第5条第1項に基づく森林は、神奈川県での整理の中では2,400haありまして、私たちが保全すべき対象森林の一部となっております。
座長	譲与税法には、資料8の内容まで書かないと思いますが、悩ましいです。 元々は、山奥の不在存者で誰も管理していない森林というのがイメージですが、横浜市は、逆で都会なので誰も林業やらないということです。それを同一視できるのでしょうか。
委員	微妙ですね。
税制課企画係長	譲与税法に定義が無いのが現状です。
税制課長	上の図は、法律の趣旨をベンズ化したものです。横浜市は、座長がおっしゃるようなこのベンズの外にありまして、対象森林、森林法第5条に規定する森林はあるという状況です。しかし、その森林はこのベンズの中には入らないと思います。
座長	このベンズで行きたいです。
委員	柱となる緑地保全の買取りとは別物という認識でよろしいのでしょうか。
座長	買取り部分は、林野庁が答えているように所有者にお金が行くのでいけません、というのは当然です。しかし、所有者に持ってもらって支援している部分があるので、ここをどうするか、ということです。



委 員	しかし、森林経営管理法で言っているのは、林業ということでよろしいでしょうか。
座 長	林業です。 林業である、と言い張るのも税制調査会としては、選択肢の一つとしてあると思います。林業支援なんてないということも選択肢の一つです。
委 員	今まで、視察に何回か行きましたが、雑木林はあっても北山杉の綺麗なまっすぐに立った森は見たことありません。要するに業として収益が上がるような木ではないということです。森林はありますが、ここで言っている林業経営という文脈だと成り立たないからそもそもやりたいと手を挙げていないのではないのでしょうか。木は植えてありますが、その木の意味が違うのではないのでしょうか。
座 長	財政局からすると我々がこのように言い張ってしまうことは、通用すると思いますでしょうか。森林法上の森林ではあるけれども、林業は存在しないので、譲与税の対象になる森林整備を行うことはしていない、我々は緑の保全のためにやっているだけであり、森林のマーケット化であるとかはさらさら考えていない、という結論はどうでしょうか。
税制課企画係長	副次的な効果としてはあると思います。
委 員	みどり税で植林はしたことがありますか。
税制課企画係長	無いです。
政策調整部長	林業するための林道もありませんし、製材所もありませんので、持ち運べないですし、加工もできません。
委 員	木の高さもせいぜい10m~20mくらいしかないのでしょうか。
政策調整部長	急斜面の土地が多いので、事業をしていく環境には無いと思います。
委 員	そこは重要だと思います。元々農林水産省から出ている発想では、林業の出来なくなっている森林を間伐するという目的で、森林を維持していくためにどういう手段があるかという発想で出ているので、具体的に言うと資料7のように整理をされるときの森林というのは、樹林地といわゆる林業をやっている森林とを区別する形で横浜市としては議論をしていかないといけないと思います。なぜかというと神奈川県は資料9を見るとわかりますが、間伐とか林業のための配分ということで神奈川県には譲与税はほとんど来ないはずでした。そこを誤らないように言うべきところはきちんとすべきだと思います。単純に森林の面積、森林法第5条第1項に規定された森林の面積、私有林であると言ったら最初の時の基準に入れておいていただかないといけません。しかし、農林水産省はその面積ではありませんでした。業として成り立っている森林を対象にして立てているはずで、そこをきちんとおっしゃらないといけません。本来の趣旨と違う形で横浜市が不利益を被ることも起こり得ると思います。
座 長	前回申し上げましたが、そもそもいうとみどり税と譲与税は別の話であって、関係がありません。ところが譲与税が、配分で大都市に3割が入ってきましたので、使途についてもグズグズ行きそうです。そうすると被るように見えてしまいます。国民も市民も、表現間違っていますが、2重課税3重課税という批判が出てきてしまいます。これを跳ね返して我々の主張を通さないといけませんので、どういうロジックで行くのかというのを模索している所です。 先ほどみどり税と全然違うとおっしゃっていたので、どのような理屈で行くのかお伺いしたいです。
委 員	そもそも農林水産省から出ている議論ではないのでしょうか。林業経営をベースにして、環境、吸収というCO2削減をリンクさせて、それで林業経営を維持させていくということを趣旨にしてこの税に至っているはずなので、税の原理の組み立てから、使途が拡大しているからと言っても、税の理屈がみどり税の主張と違うということを繰り返し・繰り返し

		言わないといけないと思います。
委 員		資料7で見ると、緑地保全の理念が違うということですが、やっている事業と被っている事業があるとすると市民目線からするとそこまでお金が要らないのではないかと思うのではないのでしょうか。みどり税で取る必要性がないのではないか、と言われるのではないのでしょうか。この規模でやっていいのかどうかというのは、事業年度はズレますが、今まで以上に説明しないとイケません。同じ均等割で取っても別の需要がある所に充当してもいいのではないか、と言われた時に説得力のある主張は出来ないと思います。
座 長		全くその通りです。
委 員		もし、違うというのであれば、良好な森の育成、森を育む人材の育成、市民が森に関わるきっかけづくりというのをみどり税の対象から外してしまうことも考えなければイケません。その事業は、森林環境税でやります、と区分けをした方が良いと思う。
座 長		それが一番わかりやすいです。
委 員		切り分けをして、市民に説明ができるように理屈をきちんと組み立ててやっていかないとイケないと思います。その一番下に書かれているように保全の方は対象ではありませんと、いう話になります。みどり税の使途を議論するときどこがどう違うのか、というのをきちんと切り分けて市民に納得してもらえるような仕組みでやっていかないとイケません。
座 長		そもそも違うものであるという理念の違いを主張したうえで、オプション①として理念が違うのであるから、みどりアップ計画若しくはみどり税充当事業には充当しないとして、学校建設等に充当する、オプション②として、理念は違うけれども使途は被るから妥協して、みどり税が少し撤退するか。規模感はおよそ1割程度になります。 オプション①で行けば、市民からみても使途が被っていないことが分かります。 オプション②は、仕分けが難しくなってきます。全国の中で誇るくらいきちんと管理をしてやっていましたが、その論理が通用しにくくなってきてしまうという悲しい事態になってきています。
委 員		元々みどり税は、目的税のように仕分けをしていて、きちんと仕分けをしていて、使途を厳しく選別していますので、きちんと理由があってみどり税を充当するのはこの目的ですと決めてきたわけですから、その理屈と理屈に基づいた使い道を区別していかないとイケないと思います。
税 制 課 長		次回以降、先生にいただいたご意見を踏まえまして、市としての意見を出させていただきたいと思いますが、森林環境税ないしは森林環境譲与税が法制化されていない中で我々の試算として出させていただく中で、今回ご審議いただいているものについては、当初の5年間、31から35年度までという形の中でボリューム的にも少なく、最初の3年間は1.4億円、残りは2億円程度しか財源としては来ない中、次期の計画の時の案として先生方に見ていただくことにしたいと思っております。
座 長		オプション①なのか②なのかは、提示していただけますか。
税 制 課 長		はい。
座 長		そのうえで納得できるか否かだと思います。
税 制 課 長		座長に整理していただいたどちらかしかないと思います。
座 長		入り口は二つしかありません。そのうえで規模感から言って、1割程度をどのように見るのかということです。
委 員		今、案を作って良いタイミングでしょうか。
税 制 課 長		今作って、先生方にご審議をいただかないと議論が終わらなくなってしまいます。
委 員		国側の仕事もあると思います。

税 制 課 長	<p>国とも話をしましたが、みどり税の議論をしていく中で、こちらの財源論を試算として税調等に諮らせていただくのは良いのか、と確認をしたところかまわない、という返事もらっています。あくまで試算ということです。</p> <p>本来法律が成立してないので、財源論がどうこういうときには、違和感がある部分もありますが、我々が予算編成をする際には、予定されているものについては、見込んでやります。</p>
委 員	情報収集をしながら、ということですね。
税 制 課 長	はい。
座 長	我々の考えからすると揺れますけれども、別物だと言いたいのが強いです。税の専門家からしますと。そうするのであれば、オプション①の方が望ましい気がします。入り込んできたときの理屈が難しくなります。
委 員	最初から突っぱねた方が良いと思います。
座 長	そうだと思います。
委 員	<p>そうだと思います。</p> <p>目的と趣旨とそれから税の理屈が基本的に違いますので、水と油だと理解した方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>私が欠席した回の資料を拝見しましたが、座長の議論はあっていると思いますので、きちんと主張すべきです。突っぱねていくべきだと思います。</p>
税制課企画係長	税の理念としては違うものであるということは、税制調査会としては揺らがないということでしょうか。
座 長	そこは明確に揺らぎません。
税制課企画係長	しかし、充てられるかもしれないところに充てないというのは、市民の目線からするとどう見えるのか、市の内部としても議論をしていきます。
委 員	国側に雑木林は知りませんと言ってもらえばいいのではないのでしょうか。
税制課企画係長	それは言わないと思います。
税 制 課 長	人口割という概念を入れた時に当初の法の理念から外れてしまいました。最初の作りと違うので、実際分かりづらくなって困っています。
委 員	学校の木質化ですが、譲与税は、当初1億程度なので、1校できるか否かの金額だと思います。そうするとそれでめいっぱい林業が盛んな都道府県から買ってきて、国産材で1棟木質化を行いました、とするならば、みどり税とは関係ありませんし、しばらくはそれで十分な金額である気がします。雑木林の間伐をやれと言われてもややこしいです。
座 長	<p>我々はオプション①推しです。</p> <p>②にされると次回は紛糾します。</p>
税制課企画係長	細かい話になりますが、学校単位の木質化というのはいろいろなやり方があるようでして、実績で言いますと1校で数千万程度です。
委 員	それは躯体のコンクリート部分がどれくらい減価償却をして、老朽化しているかにもよります。立野（小学校？高校？）みたいに全部立て直すこともあります。
税制課企画係長	立て直すときに鉄筋コンクリートを使って、壁材だったり床材だったりを木質化するやり方もあるようです。
座 長	悩ましいですが、市民感情からしては正論です。なぜ来るのに使わないのか、なぜ無駄遣いするのかとなります。
税 制 課 長	第1回のみどり税を導入したときに市会から附帯意見を付けられております。国等から財源を取ってきなさい、というのを付けられていることもありますので、行政からしてみ

	れば、似て非なるものですが、充当をしないで木質化したときの説得力がどちらがあるかということは、考えていかないといけないと思います。
委員	私は、突っぱねる方が説得力があると思います。線引きが出来ないと思います。
座長	説得力が著しくなくなると思います。
委員	妙に妥協すると自滅するだけだと思います。
座長	たかだか1割と言いますが、たかだかなんて言えません。
委員	違う、といった方が賢明です。
座長	そのように思いますが、事務局がどのようにお答えを出すのでしょうか。最後の議題に移ります。事務局からご説明をお願いいたします。
税制課長	事務局一資料1をご覧ください。これは、平成25年度の税制調査会の答申と概要になります。横浜みどり税につきましては、裏面の第2章第3の平成26年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱いについて、になります。今日はその中で、固定資産税等の軽減措置の部分につきまして、確認をさせていただければと思います。
税制課企画係長	<p>これまで振り返りをさせていただいていなかったもので、適用実績につきましてご報告をさせていただきます。</p> <p>次に事務局一資料2をつけさせていただいておりますので、そちらご覧いただければと思います。この資料は、先月の29日に市会に報告したものになっておりまして、1枚おめくりいただきまして3頁をご覧ください。</p> <p>固定資産税等の軽減措置ですが、横浜みどり税条例においては、横浜みどり税のほか、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、一層の市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図ることを目的とした、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置を導入してございます。</p> <p>まず、アの基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置を導入してございます。</p> <p>制度の概要ですが、敷地面積が500平方メートル以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準以上の緑化を行い、その緑地を横浜市と10年間保全する契約を締結した場合に、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減するという制度を導入してございます。</p> <p>(イ)の適用実績及び軽減相当税額ですが、これまでの実績の合計としまして、表の一番下の行ですが、筆数は405筆、面積は59.9ヘクタール、軽減相当税額は、一番右の列ですが、29年度において約6,600万円となっております。</p> <p>次に、イの宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置についてでございます。</p> <p>こちらの制度の概要ですが、農地の保全を図るため、一定の条件を満たす場合、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減しています。</p> <p>(イ)の適用実績及び軽減相当税額ですが、これまでの実績の合計としまして、表の一番下の行ですが、筆数204筆、面積は8.7ヘクタール、軽減相当税額は、一番右の列ですが、29年度において約1,000万円となっております。</p> <p>実績のご報告でございます。</p>
座長	<p>緑地の保全の効果があるということです。</p> <p>今回は、国税の問題と環境創造局さんをお願いをした資料とご説明をいただいて、6月20日に次期計画がどうなるかのご審議いただきたいと思います。</p> <p>特に国税の方は事務局から出てくる資料がどのようなものなのかが重要になってきます。事務局にお返しをいたします。</p>

税 制 課 長

本日は、熱心なご議論をありがとうございました。  
いま、座長からおっしゃっていただきましたように次回の税制調査会は、6月20日午後2時からを予定しております。  
それでは、これをもちまして第4期第3回税制調査会を終了いたします。